平成２９年（フ）第７３号
香川県丸亀市三条町844番地３　メゾンジャルダン黒嶋Ｃ棟101号
債務者　久住　一也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９２号
香川県善通寺市吉原町516番地１　パーラメントＡ－101
債務者　土居　美穂
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９５号
香川県善通寺市善通寺町2313番地３
債務者　桑地　忠俊
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第９６号
香川県善通寺市善通寺町2313番地３
債務者　桑地ゆり子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市長田１丁目19番10―402号　大次マンション
債務者　金城　晃子（旧姓知花）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９２号
盛岡市下田字生出63番地143
債務者　伊藤　一葉
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５３号
岩手県滝沢市鵜飼細谷地97番地81　コーポカワハラ102号、旧住所岩手県滝沢市鵜飼臨安102番地540
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５５号
盛岡市月が丘２丁目10番16―404号
債務者　佐々木和彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５３８号
仙台市若林区遠見塚２丁目７番３号　ハイネス遠見塚301
債務者　高橋　元紀
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
福島県いわき市錦町鬼越下32番地の３
債務者　大友　洋史
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１４７号
茨城県つくば市松代３丁目24番地１　２棟304号
債務者　川上　龍一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
新潟県妙高市大字関川868番地１
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６０号
新潟県上越市国府４丁目５番17号　ロイヤルコート105号、前住所新潟県柏崎市米山台３丁目７番23―207号　バウハウス
債務者　石岡　由紀
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６６号
新潟県上越市御殿山町19番６号
債務者　宮澤　慶永
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８８号
富山県高岡市野村1782番地　シェル・トゥールＡ101号
債務者　戸出　卓也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１８８号
山梨県甲府市和戸町713番地16　キャトルリッチ103号室、前住所山梨県甲府市国母１丁目11番14号　リストワール国母203
債務者　犬伏　稔浩
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係